

小田原市基準緩和訪問型サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,000単位	1,000	1月につき	
A 2	2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合	33単位	33	1日につき	
A 2	1221	訪問型独自サービス/212		(2) 1週に2回程度の場合	1,997単位	1,997	1月につき	
A 2	2221	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合	66単位	66	1日につき	
A 2	1331	訪問型独自サービス/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,168単位	3,168	1月につき	
A 2	2331	訪問型独自サービス/213日割			日割の場合	104単位	104	1日につき
A 2	2521	訪問型独自サービス/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	1回につき	
A 2	2631	訪問型独自サービス/223		(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A 2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	10単位減算	-10	1月につき	
A 2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2) 1週に2回程度の場合	20単位減算	-20	1月につき	
A 2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合	32単位減算	-32	1月につき	
A 2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1
A 2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき	
A 2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223		(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A 2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	10単位減算	-10	1月につき	
A 2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212		(2) 1週に2回程度の場合	20単位減算	-20	1月につき	
A 2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A 2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合	32単位減算	-32	1月につき	
A 2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1
A 2	D227	訪問型独自業務継続計画未策定減算/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	1回につき	
A 2	D228	訪問型独自業務継続計画未策定減算/223		(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算		200単位加算	200		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 (I) イ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) イ	所定単位数の 270/1000	加算	1月につき	
A 2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 (I) ロ	(2) 介護職員処遇改善加算 (I) ロ	所定単位数の 287/1000	加算			
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 (II) イ	(3) 介護職員処遇改善加算 (II) イ	所定単位数の 249/1000	加算			
A 2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 (II) ロ	(4) 介護職員処遇改善加算 (II) ロ	所定単位数の 266/1000	加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	(5) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 207/1000	加算			
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV	(6) 介護職員処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 170/1000	加算			